



# 2023年 事業方針説明会

 株式会社 **ジャパンテクノカルソフトウェア**



# 情報セキュリティ教育のお願い

株式会社 **ジャパンテクニカルソフトウェア**

ISO管理部 執行役員 岡野 宏治

# Contents

- 01. 情報セキュリティ事故の事例(パートナー様事例)
- 02. 情報セキュリティ教育のお願い



# 01.情報セキュリティ事故 の事例(パートナー様事例)

# 1. 情報セキュリティ事故の事例

- 近年の情報セキュリティ事故で、パートナー様起因案件が3件発生しております
- 貴社の再委託先含め、注意喚起、教育等の継続実施を頂き、情報セキュリティ事故撲滅に向けた徹底をお願いいたします

NO	事象	件数	対策
1	物理トークン（顧客借用物）の紛失未遂	1	顧客借用物の現物確認を、内部監査のタイミングで行なっている <u>年2回から月1回に変更</u> して、紛失の早期発見に繋げた。在宅勤務者に対して、顧客借用物の保管場所をあらかじめ決めて、 <u>本人の不注意による置き忘れやしまい忘れを防止</u> する。
2	顧客貸与物(ソクライアントUSBメモリ、入館証、社員証)の返還義務違反	1	パートナーの所属先担当者、パートナー社員に対し、プロジェクトメンバ、PMと <u>定期的に現況確認及び作業継続の意思確認</u> する。無断欠勤が発生し本人と連絡不能の状態になった時点で、 <u>自宅訪問し所在を確認</u> する。
3	メール誤送信の件	1	<u>ローカルアドレス一覧から宛先を指定</u> することを徹底。送信前に宛先リストから氏名や所属を含めて <u>必ず宛先確認を実施</u> する。



## 02.情報セキュリティ 教育のお願い

# 1. 情報セキュリティ教育のお願い

改めて、情報セキュリティ事故防止に対する意識と行動の徹底を図るべく、社内教育の実施をお願いいたします。（貴社ならびに再委託先）  
パートナー様におかれましては、記載事項を最低限厳守頂きたたく存じます。

## (1) 目的

情報セキュリティに対する意識と行動について、一人ひとりが守るべきポイント理解し、意識の向上と維持を図ります。

## (2) 教育対象者

弊社からの発注作業に関わる貴社従業員及び再委託先従業員の方(全員)

## (3) 教育実施要領

資料「情報セキュリティ事故防止のための10箇条」による集合教育(リモート)または教育資料配布による受講

以降、抜粋となりますが、ご説明いたします

## 2. 情報機器の業務外利用の禁止

貸与 P C 等を業務以外で利用しない

① P C の業務外目的での使用厳禁

(業務に関係のない W e b サイトの閲覧や書き込みは禁止です。)

② 個人 P C を業務目的で使用することも禁止

(社用メールを個人 P C で受信することも禁止)

### 3. 機密情報漏洩防止

#### << 機密情報漏えい防止 >>

- ①機密情報については、原則として社外へ持ち出さない
- ②機密情報を社外へ持ち出す場合は、必ず作業管理責任者の承認を得る
- ③機密情報をモバイルPC/外部記録媒体等に保存し、社外へ持ち出す場合は、セキュリティ対策を必ず行う

## 4. 顧客貸与物、入館証携帯時の禁止事項

- ①機密情報を含む資料、顧客入館証を携帯している際の飲酒の禁止
- ②休日等、不要な入館証の持ち歩きの禁止

入館証の性質上、社外へ持出しすることとなりますが、その際も、上記①②を遵守すること

## 5. もし、事故を起こしてしまった場合は

当事者は事象に気付いた時点で直ちに  
情報セキュリティ責任者(通常は弊社発注元課長)へ報告して判断を仰ぐ  
(※顧客へは直接報告しない)。

事故は対応が早いほど対策が容易なので、1人で対応して時間を  
費やすことなく、夜間・休日でも躊躇せず速やかに報告して下さい。



# 情報セキュリティ事故防止の ための10箇条



- 1) 顧客情報を無断で持ち出さない。
- 2) 顧客情報を持っているときは飲酒しない。
- 3) 紛失や盗難がないようにカバンを肌身離さず持ち歩く。
- 4) 会社や顧客先から貸与されたもの以外を業務に利用しない。(PC、ネットワーク、サービス等)
- 5) 顧客先常駐で作業するときは、顧客先の情報セキュリティ要求事項を最優先する。
- 6) 顧客先入館カードは決してなくさないよう厳重に管理する。
- 7) メールやFAXは誤送信防止のため、送信前に必ず宛先と送付するものが正しいかを確認する。
- 8) 標的型攻撃メールが疑われる不審なメールに気付いたら、添付ファイルや本文中のURLをクリックせず、速やかにメールを削除する。
- 9) 禁止されたソフトウェアをインストールしない。(Winnyなどファイル交換ソフト、VNCなど遠隔操作ソフト)
- 10) 当事者は事象に気付いた時点で直ちに情報セキュリティ責任者(通常は課長)へ報告して判断を仰ぐ(※顧客へは直接報告しない)。報告内容には「事故の背景」「顧客借用物紛失の有無」を含める。

株式会社 **ジャパンテクノカルソフトウェア**